

協会けんぽ山形支部からの

2023年

1

月号

職場内で回覧を
お願いいたします

お知らせ

新年のごあいさつ

あけましておめでとうございます。謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年中は、当協会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございました。

さて、当協会では本年も健康経営の推進や健診・保健指導の実施率向上に注力してまいります。年に一度は必ず健診を受診し、その結果に基づき医療機関受診や生活習慣改善に努めることで、加入者の皆様の健康保持・増進、重症化予防につながり、ひいては医療費の適正化にも寄与します。今後も皆様の健康づくりをサポートいたしますので、ぜひ協会けんぽの生活習慣病予防健診をご活用ください。

また、政府より、2024年の秋に現在使われている健康保険証を廃止し、マイナンバーカードへ一体化した形に切り替えると発表がありました。マイナンバーカードの保険証利用により、医療機関窓口での本人確認や自己負担限度額の確認、特定健診・治療・服薬情報の共有化が可能となり、医療全般の高度化、効率化、事務コストの削減が期待できます。従業員の皆様に、マイナンバーカードの取得と利用をお声かけいただきますようお願いいたします。

加入者の皆様の健康増進や質の高いサービスを提供するため、本年も一層業務に精励する所存でございますので、変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして幸多き年でありますよう心より祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

令和5年 元旦 全国健康保険協会 山形支部
支部長 丹野 晴彦

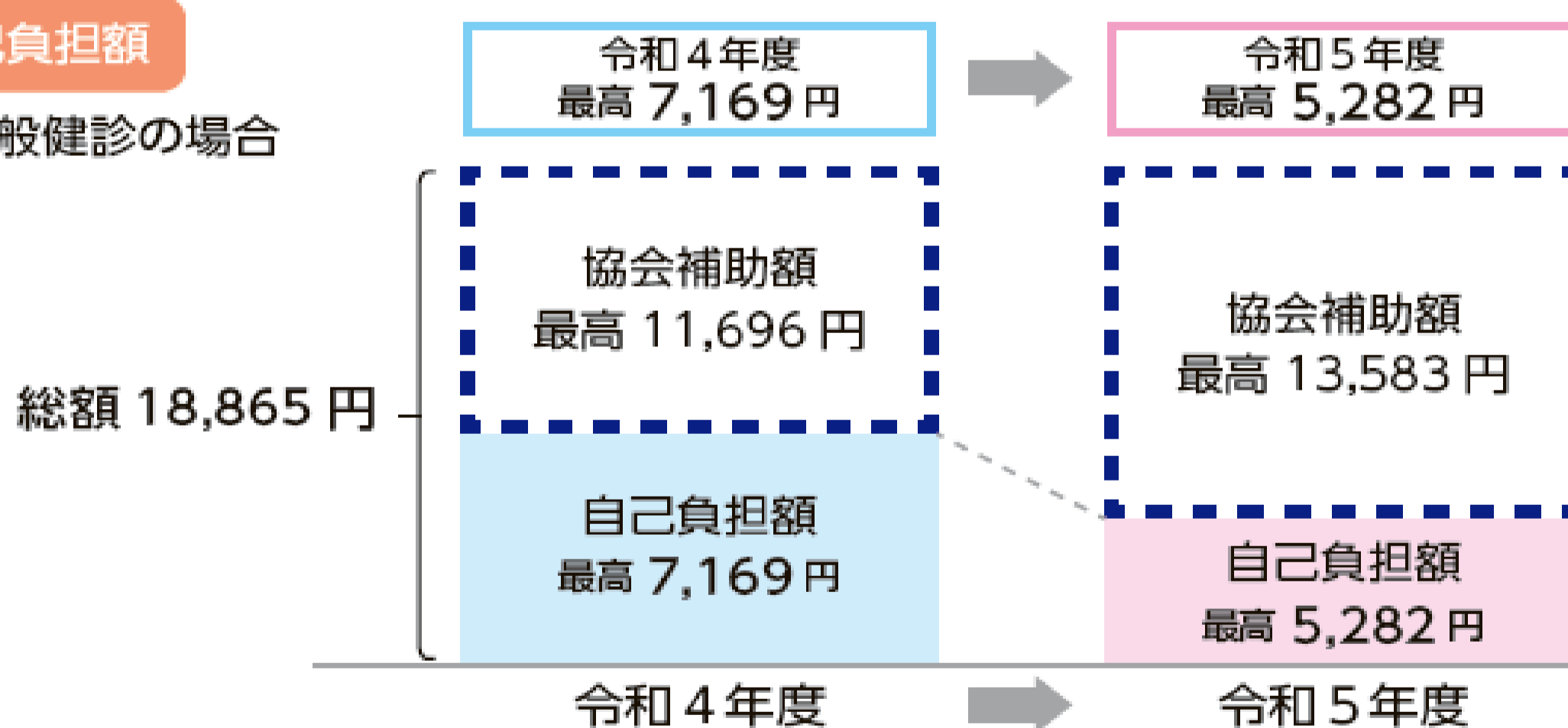
生活習慣病予防健診の自己負担額軽減について

令和5年度より、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診の一般健診のほか、付加健診、乳がん検診・子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査についても自己負担額が軽減されます。

対象 35～74歳の被保険者さま（一般健診の場合）
※令和5年度で75歳を迎える方は、誕生日の前日までに受診を終えていただく必要があります。

自己負担額

■一般健診の場合



令和4年度より
1,887円
お得になります！

法定健診（事業者健診）等の健診をお受けになっている事業所さまは、協会けんぽからの補助があり、別途健診結果データ提供の手続きも不要な生活習慣病予防健診への切替えをご検討ください。

【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7235



全国健康保険協会 山形支部
協会けんぽ

ご家族(被扶養者)さまの特定健診のご案内

今年度の健診はもう受けられましたか？従業員の皆さまが安心して働けるのは、ご家族の健康があってこそです。協会けんぽでは、40歳以上のご家族(被扶養者)さまを対象に健診費用の補助を行っています。従業員の皆さまを通じてご家族(被扶養者)さまへ、受診していただくようお声がけをお願いいたします。

対象 40～74歳のご家族(被扶養者)さま

申込方法 受診券(セット券)が届く → 受診したい健診機関または市町村に予約 → 受診

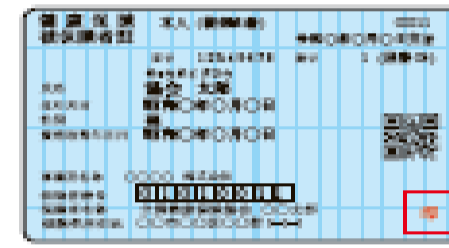
持ち物

受診券



保険証

保険証と受診券の記号・番号が同じかご確認ください。



健診費用

自己負担は0～1,156円
(特定健診のみの場合)

受診券って？

黄色い封筒が目印！

特定健診の補助券です。
被保険者さまの登録住所宛にお送りしています。



【お問い合わせ先】 保健グループ 023-629-7235

情報提供サービスをご利用ください

被保険者さまが本人及びご家族(被扶養者)さまの医療費の情報を照会できるサービスです(事業主の皆さまは生活習慣病予防健診の受診対象者データを取得できます)。

情報提供サービスでユーザーIDを取得すると、医療費情報を最大2年分WEB上でご確認いただけます。

ユーザーIDとパスワードを取得しましょう！(ご利用までの流れ)

STEP 1

協会けんぽの
ホームページより
利用申請する



STEP 2

協会けんぽからユーザーIDと
パスワードが届く(郵送)
※お届けまでの目安は1週間
程度

STEP 3

加入者の皆さま
医療費情報をWEB上で照会

STEP 3

事業主の皆さま
生活習慣病予防健診の受診
対象者データをダウンロード

**ご利用上の
注意**

- ・被保険者(ご本人)さまのみがご利用いただけます。
- ・医療費情報はユーザーIDが発行された月の翌月21日頃から照会が可能となります。
- ・WEBページを印刷したものは、確定申告(医療費控除)には使用できません。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7226

ジェネリック医薬品軽減額通知をお送りします

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方へ、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を被保険者さまのご住所宛にお送りします。

送付時期 令和5年2月ごろ



※すべての加入者さまに通知されるものではありません。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

【お問い合わせ先】 企画総務グループ 023-629-7226

協会けんぽ山形支部からのお知らせ 2023.1月号

■発行/全国健康保険協会山形支部 〒990-8587 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル5階 ■発行月/2023年1月